

令和7年度 第4回農業委員会総会 (7. 7. 18)
開 会 午後2時 小平市役所 6階 601会議室

議 長 ～ ただいまから、令和7年度・第4回農業委員会総会を開催します。
議事における発言の際には、挙手のうえ、議長に発言許可を求めているよう、
お願いいたします。
なお、署名委員につきましては、議長より指名させて頂くことにご異議ございま
せんか。

全 員 ～ 異議なし。

議 長 ～ 9番 村野委員、10番 滝島委員にお願いします。

第1号議案 生産緑地買取申出に伴う農業の主たる従事者証明の件

議 長 ～ 1番 申 請 者
以上1件を上程いたします。それでは、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 ～ 第1号議案から第2号議案の現地調査につきましては、7月15日午前
に8番井上委員、1番竹内委員及び事務局、同日午後に11番小川委員、
6番清水委員及び事務局とで行っております。

1番につきましては、生産緑地において買取申出理由の生じた者が、農業の主たる
従事者に該当することの証明発行の依頼によるものでございます。

1番
現地案内図は、1ページ、1番です。
11番小川委員から調査結果の報告をお願いいたします。

11番小川委員～ 現地は、夏野菜類が作付けされておりました。下草もなく適正に管理されており、
問題ございません。

議 長 ～ 以上ご説明いただきましたが、何かご質疑等ございませんか。

全 員 ～ な し

議 長 ～ 特にないようですので、以上1件を従事者として証明することに決定いたします。

第2号議案 相続税納税猶予に係る農業経営継続証明の件

議 長 ～ 2番 申 請 者
3番 申 請 者
4番 申 請 者
5番 申 請 者

6 番	申 請 者
7 番	申 請 者
8 番	申 請 者
9 番	申 請 者
1 0 番	申 請 者
1 1 番	申 請 者
1 2 番	申 請 者
1 3 番	申 請 者
1 4 番	申 請 者

以上 1 3 件を上程いたします。それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局～ 2 番から 1 4 番につきましては、相続税納税猶予継続手続きのために 3 年ごとの証明を発行するものでございます。

2 番

現地案内図は、2 ページ、2 番です。

8 番井上委員から調査結果の報告をお願いいたします。

8 番井上委員～ 現地は、トマト、サツマイモ、ブルーベリー、ソルゴーが作付けされておりました。なお、一部下草の管理が行き届いていない箇所も見受けられましたので、適正に管理するよう指導を行いました。

事務局～ 3 番

現地案内図は、3 ページ、3 番です。

1 1 番小川委員から調査結果の報告をお願いいたします。

1 1 番小川委員～ 現地は、イチジク、フェイジョア、ポポー、サトイモ、夏野菜が作付けされておりました。適正に管理されており、問題ございません。

事務局～ 4 番

現地案内図は、4 ページ、4 番です。

1 1 番小川委員から調査結果の報告をお願いいたします。

1 1 番小川委員～ 現地は、カキが作付けされておりました。下草もなく適正に管理されており、問題ございません。

事務局～ 5 番

現地案内図は、5 ページ、5 番です。

1 1 番小川委員から調査結果の報告をお願いいたします。

1 1 番小川委員～ 現地は、くり、芝が作付けされておりました。適正に管理されており、問題ございません。

- 事務局～ 6 番
現地案内図は、6 ページ、6 番です。
8 番井上委員から調査結果の報告をお願いいたします。
- 8 番井上委員～ 現地は、多品種の植木が栽培されておりました。下草もなく適正に管理されており、問題ございません。
- 事務局～ 7 番
現地案内図は、7 ページ、7 番です。
1 1 番小川委員から調査結果の報告をお願いいたします。
- 1 1 番小川委員～ 現地は、ブルーベリーやブラックベリーが作付けされておりました。適正に管理されており、問題ございません。
- 事務局～ 8 番
現地案内図は、8 ページ、8 番です。
8 番井上委員から調査結果の報告をお願いいたします。
- 8 番井上委員～ 現地は、ネギ、エダマメ、サツマイモ、サトイモが作付けされておりました。下草もなく適正に管理されており、問題ございません。
- 事務局～ 9 番
現地案内図は、9 ページ、9 番です。
8 番井上委員から調査結果の報告をお願いいたします。
- 8 番井上委員～ 現地は、ナス、さくらんぼ、ブルーベリー、ビワ、キウイ、クリなどが作付けされておりました。下草もなく適正に管理されており、問題ございません。
- 事務局～ 1 0 番
現地案内図は、1 0 ページ、1 0 番です。
1 1 番小川委員から調査結果の報告をお願いいたします。
- 1 1 番小川委員～ 現地は、夏野菜、ハナミズキが作付けされておりました。適正に管理されており、問題ございません。
- 事務局～ 1 1 番
現地案内図は、1 1 ページ、1 1 番です。
8 番井上委員から調査結果の報告をお願いいたします。
- 8 番井上委員～ 現地は、トマト、キュウリ、ズッキーニが作付けされておりました。下草もなく適正に管理されており、問題ございません。

事務局～ 12番

現地案内図は、12ページ、12番です。

11番小川委員から調査結果の報告をお願いいたします。

11番小川委員～ 現地は、カキ、スモモ、ナス、キュウリ、トマトが作付けされておりました。適正に管理されており、問題ございません。

事務局～ 13番

現地案内図は、13ページ及び14ページ、13番です。

11番小川委員から調査結果の報告をお願いいたします。

11番小川委員～ 現地は、カキ、サトイモ、ゴボウ、ヒマワリ、ケイトウが作付けされておりました。なお、一部下草の管理が行き届いていない箇所も見受けられましたので、適正に管理するよう指導を行いました。

事務局～ 14番

現地案内図は、15ページ、14番です。

11番小川委員から調査結果の報告をお願いいたします。

11番小川委員～ 現地は、サクラ、ムラサキシキブなどの下草の苗が栽培されておりました。適正に管理されており、問題ございません。

議長～ 以上ご説明いただきましたが、何かご質疑等ございませんか。

全員～ なし

議長～ 特にないようですので、以上13件を農業経営継続中として証明することに決定いたします。以上が今月の議案でございます。
次に、6月11日から7月10日までに受付を行い、先に専決処理いたしましたものについて報告いたします。

専決処理規程による会長専決の報告について

第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の件

議長～ 15番 申請者

以上1件について、議案書のとおり受理いたしましたので、事務局より報告いたします。

事務局～ 今回報告の法第3条の3第1項の届出に関しまして、所有者への意思確認及び現地調査につきましては、事務局にて行っております。

15番

現地案内図は、16ページ、15番です。

現況は畑でございます。

以上1件について会長専決にて受理し、受理通知書の交付を6月25日をもって行いましたので報告いたします。以上でございます。

議 長 ～ 以上報告がありましたが、何かご質疑等ございませんか。

全 員 ～ な し

議 長 ～ 特にないようですので、専決処理に伴う農地法第3条の3第1項の規定による届出の報告を終わります。

第2号 農地転用のための届出の件 (法第4条)

議 長 ～ 16番 申請者
17番 申請者
18番 申請者

以上3件について、議案書のとおり受理いたしましたので、事務局より報告いたします。

事務局 ～ 今回報告の法第4条及び法第5条の届出に関しまして、所有者への意思確認及び現地調査につきましては、事務局及び調査担当委員にて行っております。また、すでに転用されている事実があるもの、過去に転用届けがあるものにつきましては、理由書を添付していただきました。なお、17番及び18番は関連しておりますので、まとめて報告いたします。

16番

現地案内図は、17ページ、16番です。

転用目的は専用住宅です。現況は畑でございます。

17番

18番

現地案内図は、18ページ、17番及び18番です。

転用目的は専用住宅です。現況は更地でございます。

以上3件について会長専決にて受理し、受理通知書の交付を7月15日をもって行いましたので報告いたします。以上でございます。

議 長 ～ 以上報告がありましたが、何かご質疑等ございませんか。

全 員 ～ な し

議 長 ～ 特にないようですので、専決処理に伴う4条転用の報告を終わります。

第3号 農地転用のための権利移動または設定届出の件 (法第5条)

議 長 ～

19番	譲受人
	譲渡人
20番	譲受人
	譲渡人
21番	譲受人
	譲渡人
22番	譲受人
	譲渡人
23番	譲受人
	譲渡人
24番	譲受人
	譲渡人
25番	譲受人
	譲渡人
26番	譲受人
	譲渡人

以上8件について、議案書のとおり受理いたしましたので、事務局より報告いたします。

事務局～ 今回報告の法第5条の届出に関しまして、21番及び22番は関連しておりますので、まとめて報告いたします。

19番

現地案内図は19ページ、19番です。

転用目的は公衆用道路で、権利の内容は所有権の移転です。現況は公衆用道路でございます。

20番

現地案内図は20ページ、20番です。

転用目的は専用住宅で、権利の内容は所有権の移転です。現況は宅地でございます。

21番

22番

現地案内図は22ページ、21番及び22番です。

転用目的は専用住宅で、権利の内容は所有権の移転です。現況は雑種地でございます。

23番

現地案内図は、戻りまして5ページ、23番です。

転用目的は専用住宅で、権利の内容は所有権の移転です。現況は宅地でございます。

24番

現地案内図は23ページ、24番です。

転用目的は公衆用道路で、権利の内容は所有権の移転です。現況は公衆用道路でございます。

25番

現地案内図は24ページ、25番です。

転用目的は専用住宅で、権利の内容は所有権の移転です。現況は宅地でございます。

26番

現地案内図は25ページ、26番です。

転用目的は専用住宅で、権利の内容は所有権の移転です。現況は宅地でございます。

以上8件について会長専決にて受理し、受理通知書の交付を6月25日、7月3日及び7月15日をもって行いましたので報告いたします。

以上でございます。

議 長 ～ 以上報告がありましたが、何かご質疑等ございませんか。

全 員 ～ な し

議 長 ～ 特にないようですので、専決処理に伴う5条転用の報告を終わります。

生産緑地の取得あっせんについて

議 長 ～ 生産緑地の取得あっせんについて4件の通知がありましたので、事務局より報告いたします。

事 務 局 ～ 生産緑地の買い取り申し出が提出された事に伴い、生産緑地の取得あっせんの依頼通知がありましたので、報告いたします。

27番

現地案内図は、26ページ、27番です。

28番

現地案内図は、27ページ、28番です。

29番

現地案内図は、28ページ、29番です。

30番

現地案内図は、戻りまして16ページ、30番です。

所有者及びあっせん期限は議案書記載のとおりです。

以上でございます。

議長～ 以上報告がありましたが、何かご質疑等ございませんか。

全員～ な し

議長～ 以上をもちまして農業委員会総会を閉会いたします。